

令和3年度

リサイクルにこにこ運動
(集団資源回収)のしおり



山形県新庄市

……はじめに……

新庄市では、ごみ減量化と資源の再生利用を促進し、市民の皆さまの環境に対する意識向上を目的として、資源回収を実施する団体へ奨励金を交付する「リサイクルにこにこ運動」事業を実施しております。

このしおりは、リサイクルにこにこ運動の対象となる回収品目や注意事項、奨励金の申請方法などの必要事項をまとめたものですので、ご活用いただければ幸いです。

目次

- P1. リサイクルにこにこ運動(集団資源回収)とは
- P2. 集団資源回収の流れ
- P3. 奨励金申請手続き
- P4. 申請書記入の仕方
- P5. 請求書記入の仕方
- P6~7. 回収品目について
- P8. 奨励金の単価・金額について・指定回収業者一覧

<発行・お問い合わせ先>

新庄市環境課 環境保全室
新庄市沖の町10番37号 第2庁舎 1階
☎0233-29-5826(直通)

リサイクルにこにこ運動(集団資源回収)とは

集団資源回収とは、地域の皆さんが自主的に協力し、資源物を集める場所や日時を決めて資源物を回収し、回収業者に引き渡すことで売却金を受け取る制度であり、現在、多くの子供会、町内会、PTAなどの団体が取り組んでいます。

新庄市では、これらの活動を支援するため、「リサイクルにこにこ運動(以下「集団資源回収という。)」事業にて、集団資源回収を行う団体へ、回収量などに応じて奨励金を交付する制度です。

このことにより、市民の皆さんの資源回収意識を高め、ごみの減量化や資源の再生利用の促進を図ることを目的としています。

集団資源回収のイメージ



① 団体が資源回収を実施



② 市役所へ申請手続き



③ 団体へ奨励金を交付



集団資源回収を行うメリット

1. 奨励金を団体の活動資金として活用できます。
2. 地域のコミュニティづくりに役立ちます。
3. ごみの減量・リサイクルに繋がります。
4. 環境教育・学習の場になります。

団体や資源回収の条件

- 新庄市内の非営利団体であること
営利団体や事業所、他市町村の団体は対象になりません。
- 地域内で回収したものであること
他所からの持込みや、ごみステーションからの抜き取りは行わないでください。
- 回収には指定事業者を使用してください。
回収の依頼は、市に業者登録されている事業者から選定して行ってください。

集団資源回収の流れ

資源回収開始～奨励金の交付までの大まかな流れは以下のとおりです。

団体によって順序が異なる場合もありますが、申請手続きを行わないと奨励金の交付は出来ませんので、資源回収を実施した場合は必ず申請をお願いします。

①団体内での打合せ・業者への依頼

子供会・町内会・PTAなどの団体で、集団資源回収について話し合ってください。回収の回数やおおまかな日程等が決定したら、資源回収業者へ連絡をして、詳細な日程などについて調整を図ってください。

※登録指定業者でない回収は奨励金交付の対象になりませんので注意してください

②地域への周知・回収

日程が確定したら、地域の皆さんに集団資源回収の実施について、日時や場所、回収品目などについて周知を行い、集団資源回収を行ってください。

③奨励金の交付申請

1回の実施から奨励金の交付対象になりますので、集団資源回収を実施した場合には、市役所環境課にて申請手続きを行ってください。(申請手続期間:4～12月)対象となる期間は1月～12月までの1年間です。

申請に必要な書類や記入方法などの詳細は、次のページ「奨励金申請手続き」を確認のうえ手続きをお願いします。

④奨励金の交付(振り込み)

奨励金の交付は、指定のあった銀行口座へ振り込みにて交付します。

交付予定日は例年、2～3月頃です。交付額は、送付される「交付通知書」でご確認ください。

奨励金申請手続き

■対象期間

1年【令和3年1月～令和3年12月まで】の間に実施された集団資源回収分

■対象団体

上記の期間に、1回以上の集団資源回収を行った子供会・町内会・PTAなどの団体

■申請受付期間

令和3年4月～12月末まで ※受付期間を過ぎると奨励金交付できません！

■奨励金交付期間

令和4年2月下旬～3月上旬

■申請に必要な持ち物

①「新庄市リサイクルにっこ運動奨励金交付申請書」

②「新庄市リサイクルにっこ運動奨励金請求書」

※前年度資源回収を実施した団体には、郵送にて送付します。

記入方法は次ページを確認してください。

③預金通帳

奨励金の振込先を確認するために使用します。申請時に通帳を持参することが難しい場合は、通帳の表紙・次ページのヨミカタ記載のページのコピーをお持ちください。

④印鑑

代表者個人の認め印で構いません。シャチハタや団体名義の印鑑のみは不可。

■提出先

新庄市役所 環境課 環境保全室 まで必要書類をお持ちください。

住 所:新庄市沖の町10番37号 第2庁舎(旧水道庁舎)1階

月～金 8:30～17:15 ☎ 0233-29-5826(直通)

また、「リサイクルにっこ運動説明会」開催時にも申請書類を受け付けます。

① 交付申請書の記入の仕方

(あて先) 新庄市長

団体(業者)名 新庄子ども会

〒996-0023

代表者住所 新庄市沖の町10番37号

氏名 新庄太郎

電話番号 090-1234-5678

代表者氏名の後に押印してください。

(氏又は名の)認め印で構いません。

シャチハタ・スタンプ印・団体名義印のみ
の押印は不可。

日中に連絡のつく番号を記載してください。

新庄市リサイクルにこここ運動奨励金交付申請書

新庄市リサイクルにこここ運動実施要綱第5条の規定により、奨励金の交付について申請します。

記

1. 事業名 集団資源回収活動
2. 事業の目的 ごみの減量化と資源の再生利用促進、市民の環境意識向上に資するため
3. 実施回数及び実施年月日 別紙「集団資源回収事業実績報告書」に記載のとおり
4. 奨励金の申請額 金額は空欄 円
5. 添付資料 (1) 集団資源回収事業実績報告書
(2) 奨励金交付請求書

指定回収業者より市に提出される精算書を
基に作成しますので、各団体からの提出は
不要です。

② 交付請求書の記入の仕方

(あて先) 新庄市長

団体（業者）名 新庄子ども会

〒996-0023

代表者住所 新庄市沖の町10番37号

氏名 新庄太郎 新庄

電話番号 090-1234-5678

①交付申請書と同じ内容を記載してください。

新庄市リサイクルにこここ運動奨励金請求書

新庄市リサイクルにこここ運動実施要綱に基づき集団資源回収を実施したので、下記のとおり奨励金の交付について請求します。

記

1. 請求金額

金額は空欄

円

通帳の記載内容を転記してください。

2. 奨励金振込先

金融機関	山形		銀行 ・農協・金庫						
	新庄		本店・ 支店 ・本所・支所						
口座の種類	普通 ・その他()	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義 (フリガナ)	モガミ ハナコ ※通帳の表紙ウラの記載のとおり								
口座名義 (漢字)	最上花子 ※通帳の表紙の記載のとおり								

※奨励金の受取口座名義が代表者と異なる場合は、下の「委任状」を記載してください。

-----委任状-----

私は、下記の者を代理人と定め、新庄市リサイクルにこここ運動実施要綱に基づく事業実施奨励金の受領に関する権限を委任します。

委任者（代表者）

住所 新庄市沖の町10番37号

氏名 新庄太郎 新庄

受任者（口座名義人）

住所 新庄市沖の町1番3号

氏名 最上花子

振込口座の名義が代表者または団体名義以外の場合は、委任状部分を代表者が記載してください。（同一の場合は記載不要です）

回収品目について

古紙類 ……白い紙ひもで縛って出してください。

新聞・チラシ
コピー用紙



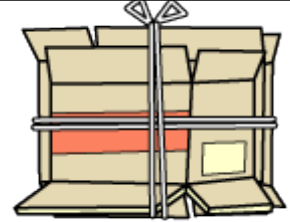
テープやのりが付いたものは×

雑誌類
(製本されたもの)



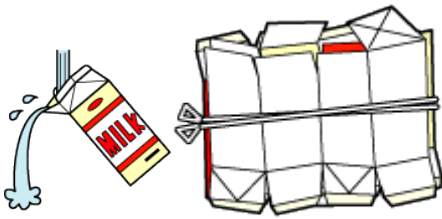
付録やビニール等は取る

ダンボール類
(茶封筒・菓子箱・ティッシュ箱等)



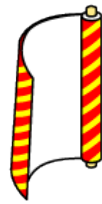
宅配伝票やビニール類は取る

紙パック
(水でゆすいで乾かす)



内側がアルミのものは×

雑がみ
(色つき封筒・色つき包装紙・はがき・名刺・メモ紙など)



紙袋などにまとめて中身が出ないように縛る

よくある質問～古紙類～

Q. 古紙を縛る紐はビニールひもではいけませんか？

A. ビニールはリサイクル出来ません。紙と一緒にリサイクルできる紙ひもで出してください。

Q. 学校で使用したプリントや教科書・百科辞典なども出せますか？

A. プリントは「新聞類」、教科書や辞典は「雑誌類」に分別して出すことができます。

Q. 古紙類としてリサイクルできないものはどんなものですか？

A. 代表的なものとしては、以下のものが挙げられます。

- × 紙コップや紙皿
- × シール・ふせん紙
- × 写真台紙
- × レシートやカーボン紙
- × 汚れや臭いのついた紙(ケーキやピザの箱、線香や洗剤の箱)

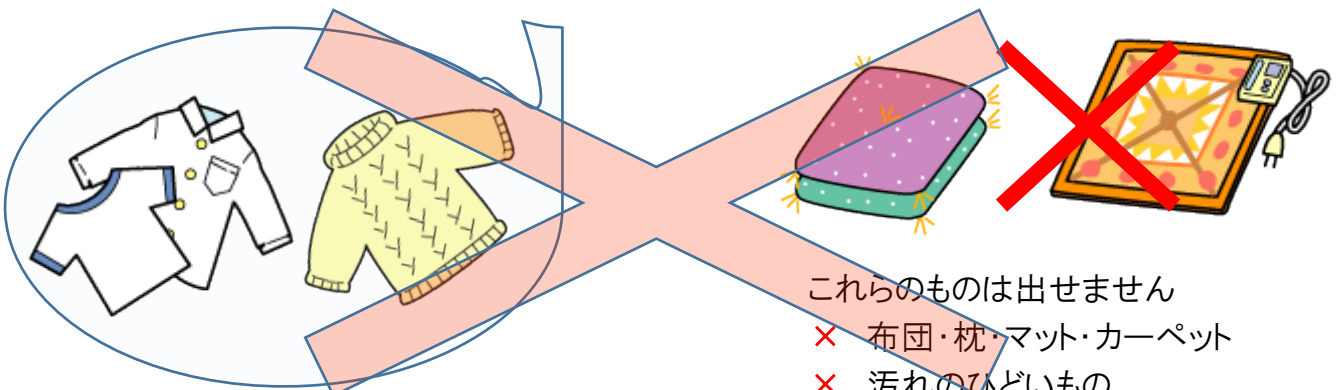
金属・リターナブルびん・プラスチックケース



飲料・食品の缶は、水で軽く洗って乾かしてください。
スプレー缶は、使い切ってから穴を空けて出してください。

ビール瓶などの「リターナブルびん」
が対象です。ケースも対象です。

古布 現在は回収を休止しております。再開時にはお知らせします。



洗濯済みの衣類を出してください。
透明なビニール袋に入れて、ひもなどは使わず
袋の口を縛って出してください。

- これらのものは出せません
- × 布団・枕・マット・カーペット
 - × 汚れのひどいもの
 - × ぬいぐるみ × バッグ

よくある質問～金属・びん・古布～

Q. 「リターナブルびん」とは何ですか？

A. 破碎などをせずに、返却⇔詰め替えを繰り返すことによって同じびんを何度も利用できる容器のことです。リユースびん、生きびん と呼ばれることもあります。

Q. 一升瓶は対象になりますか？

A. 現在は対象外となっております。回収が再開した場合は随時お知らせします。

奨励金の金額・単価について

奨励金の交付額は以下のとおりです。

回収した資源量・種類に応じた「実績割」と、年3回以上実施した団体に加算する「基礎割」の2種類があります。

(1)実績割

下の区分に応じた単価を、回収した資源量に応じて交付します。

区分	奨励金単価	
古紙	1kgあたり	1.5円
金属	1kgあたり	2.0円
びん	1本あたり	1.0円
古布	1kgあたり	1.5円
プラスチックケース	1個あたり	1.0円

(2)基礎割

実績割に加えて、1月～12月までの1年間に3回以上集団資源回収を行った団体には、下の金額を加算して交付します。

年3回以上集団資源回収を行った 1団体あたり	3,000円
---------------------------	--------

指定回収業者一覧

集団資源回収を行う際には、市から指定を受け入れている以下の業者を利用してください。
指定のない業者での回収は、奨励金交付の対象となりませんのでご注意ください。

業者名	所在地	電話
鈴木商店	十日町5868	23-0182
西山商店	金沢2148-1	22-1747
堀江商店	大手町5-28	22-6530
山形故紙回収(株)	十日町1485-1	23-5321